

老高発 0322 第 2 号
老振発 0322 第 1 号
老老発 0322 第 3 号
平成 30 年 3 月 22 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
振興課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

標記については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 30 年政令第 55 号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）」、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）」、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）」、「厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者（平成 30 年厚生労働省告示第 79 号）」及び「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準（平成 30 年厚生労働省告示第 80 号）」が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行される。

これらの制定及び改正等に伴う関係通知の改正の内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、介護保険制度における介護医療院の取扱いについては、介護医療院が介護老人保健施設と同様に介護保険施設であること等を踏まえ、平成 30 年 3 月 31 日までに発出された老健局関係通知において、介護医療院の運営等について別途の通知等が発出されない限り、「介護老人保健施設」とあるのは「介護老人保健施設又は介護医療院」等と読み替える、「介護保険施設」とあるのは「介護医療院」を含む介護保険施設として取り扱う等、必要な読替え等を行った上で、引き続き適用されるものとする。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）の一部改正
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）の一部改正
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）の一部改正
別紙 5 のとおり改正する。

- 6 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）の一部改正
別紙 6 のとおり改正する。
- 7 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）の一部改正
別紙 7 のとおり改正する。
- 8 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発 0331003 号、老老発 0331016 号）の一部改正について
別紙 8 のとおり改正する。
- 9 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）の一部改正
別紙 9 のとおり改正する。
- 10 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）の一部改正
別紙 10 のとおり改正する。
- 11 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号）の一部改正
別紙 11 のとおり改正する。
- 12 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号）の一部改正
別紙 12 のとおり改正する。
- 13 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号）の一部改正
別紙 13 のとおり改正する。

- 14 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530002 号）の一部改正
別紙 14 のとおり改正する。
- 15 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）の一部改正
別紙 15 のとおり改正する。
- 16 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部改正
別紙 16 のとおり改正する。
- 17 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成 12 年 3 月 3 日老企第 55 号）の一部改正
別紙 17 のとおり改正する。
- 18 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 17 年 9 月 7 日老老発第 0907002 号）の一部改正
別紙 18 のとおり改正する。
- 19 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331009 号）の一部改正
別紙 19 のとおり改正する。
- 20 事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 18 年 9 月 11 日老振発 0911001 号、老老発 0911001 号）の一部改正
別紙 20 のとおり改正する。

- 21 指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて（平成 20 年 7 月 29 日老振発第 0729002 号）の一部改正
別紙 21 のとおり改正する。
- 22 居宅介護支援費の退院・退所加算に係る様式例の提示について（平成 21 年 3 月 13 日老振発第 0313001 号）の一部改正
別紙 22 のとおり改正する。
- 23 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項（第 182 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号、老老発 0327 第 1 号）の一部改正
別紙 23 のとおり改正する。

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

傍線の部分は改正部分

新	旧
四 小規模多機能型居宅介護 1 (略) 2 人員に関する基準 (1) 従業者の員数等（基準第 63 条） ① サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の実施要件基準第 63 条第 7 項の規定によるサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト事業所」という。）の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があること。 イ (略) ロ サテライト事業所は、本体事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下、この号において同じ。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。 a 事業開始以降 1 年以上の<u>本体事業所としての実績</u>を有すること b (略) ハ～ホ (略) ② (略) ③ 介護支援専門員等 イ～ニ (略) ホ サテライト事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することができることとされているが、研修修了者はサテライト事業所の登録者に係る小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、ハの①の居宅サービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。 (2) 管理者（基準第 64 条） ①・② (略) ③ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができることとされているが、当該本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、当該事業所の管理者が保健師又は看護師であるときは、当該保健師又は看護師は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要があること。	四 小規模多機能型居宅介護 1 (略) 2 人員に関する基準 (1) 従業者の員数等（基準第 63 条） ① サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の実施要件基準第 63 条第 7 項の規定によるサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト事業所」という。）の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があること。 イ (略) ロ サテライト事業所は、本体事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下、この号において同じ。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。 a 事業開始以降 1 年以上の実績を有すること b (略) ハ～ホ (略) ② (略) ③ 介護支援専門員等 イ～ニ (略) ホ サテライト事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することができることとされているが、研修修了者はサテライト事業所の登録者に係る小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、ハの①の居宅サービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。 <u>なお、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、研修修了者は、平成 25 年 3 月 31 日までに、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了する予定の者で差し支えないこと。</u> (2) 管理者（基準第 64 条） ①・② (略) ③ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができることとされているが、当該本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、当該事業所の管理者が保健師又は看護師であるときは、当該保健師又は看護師は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要があること。<u>なお、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、当該本体事業所である指定複合型サービス事業所の管理者であって、平成 25 年 3 月 31 日までに認知症対応型サービス事業管理者研修を修了する予定の者を、サテライト事業所の管理者として充てるとは差し支えないこと。</u>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
(3) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第 65 条）</u> ① （略） ② 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であることが必要である。さらに、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第 4 号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知 3 の(1)の「<u>認知症対応型サービス事業開設者研修</u>」を指すものである。<u>ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。</u> ③ （略） ④ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいが、当該本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、当該本体事業所の代表者が保健師又は看護師であり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していないときは、当該代表者と別の当該研修の修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があること。 3 設備に関する基準 (1) （略） (2) 設備及び備品等（基準第 67 条） ①・② （略） ③ 宿泊室 イ～ハ （略） (削る)	(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第 65 条） ① （略） ② 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であることが必要である。さらに、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第 4 号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知 3 の(1)の「<u>認知症対応型サービス事業開設者研修</u>」を指すものである。 ③ （略） ④ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいが、当該本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、当該本体事業所の代表者が保健師又は看護師であり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していないときは、<u>当該代表者と別の当該研修の修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があること。なお、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、当該本体事業所である指定複合型サービス事業所の代表者であって、平成 25 年 3 月 31 日までに認知症対応型サービス事業開設者研修を修了する予定の者を、サテライト事業所の代表者として差し支えないこと。</u> 3 設備に関する基準 (1) （略） (2) 設備及び備品等（基準第 67 条） ①・② （略） ③ 宿泊室 イ～ハ （略） 三 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 20 条第 1 項に規定する通所介護事業者が、平成 28 年 3 月 31 日までに、同項ただし書に係るみなし指定を不要とする別段の申出を行った上で、平成 28 年 4 月 1 日からサテライト型事業所における事業を開始する場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、<u>宿泊室を設けないことができる。この場合、指定申請の際、事業所は、サテライト型事業所の整備計画を策定し、市町村に提出することが必要である。</u>